

第36号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年7月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（2） 住民の表中

「

7 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき	800円
8 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
10 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円

を

」

「

7 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円
8 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円
9 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表1（第2条関係） （2）住民				別表1（第2条関係） （2）住民			
名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
(略)				(略)			
6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円	6 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円
7 住民票関係記載事項証明書の交付手数料		1通につき	300円	7 個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき	800円
8 不在住証明書の交付手数料		1通につき	300円				
9 その他の証明書の交付手数料		1通につき	300円	8 住民票関係記載事項証明書		1通につき	300円

の交付手数料			
9 不在住証明書の交付手数料		1 通につき	300円
10 その他の証明書の交付手数料		1 通につき	300円